大槌町新規就農者等総合支援事業補助金交付要綱

令和元年９月10日

（目的）

第１条　大槌町内における農業生産の拡大及び農業経営の確立を促進し、新規就農者や地域農業の担い手を育成・確保するため、これら農業者が意欲的に取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、大槌町補助金交付規則（昭和38年大槌町規則第12号。以下「規則」という。）、大槌町補助金交付規程（平成25年大槌町訓令第７号）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、同表の右欄に定めるところによる。

|  |  |
| --- | --- |
| 新規就農者 | 町内に住所を有する18歳以上60歳以下の者で、新たに農業に従事する者又は農業に従事して３年以内の者をいう。 |
| 認定農業者 | 農業経営基盤強化促進法第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。 |
| 認定新規就農者 | 農業経営基盤強化促進法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた、農業経営の開始から５年未満の者をいう。 |
| 継続型就労支援作業所 | 障害者総合支援法に基づき就労支援を行うA型及びB型事業所をいう。 |

（補助金の交付の対象及び補助額）

第３条　第１条に規定する補助金の種類、対象経費、交付要件、事業実施主体及びこれに対する補助額は別表のとおりとする。

（申請書類及び期日）

第４条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大槌町新規就農者等総合支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）大槌町新規就農者等総合支援事業内訳書（様式第１号の２）

（２）（農業スタートアップ支援事業補助金を申請する場合）農業スタートアップ支援事業補助金活用計画（様式第１号の３）

（３）その他町長が必要と認める書類

２　申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

３　規則第４条に規定する期日は、当該年度の２月末日とする。

（補助金交付の決定）

第５条　町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付することが適正であると認めたときは、申請者に大槌町新規就農者等総合支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）を通知するものとする。

（補助金の請求）

第６条　前条の規定により交付決定を受けた者は、事業が完了し補助金の交付を受けようとするときは、大槌町新規就農者等総合支援事業補助金請求書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）大槌町新規就農者等総合支援事業実績書（様式第３号の２）

（２）その他町長が必要と認める書類

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和元年９月10日より施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

大槌町長　様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

大槌町新規就農者等総合支援事業補助金交付申請書

　　　年度における大槌町新規就農者等総合支援事業補助金の交付を受けたいので、大槌町新規就農者等総合支援事業補助金交付要綱第４条により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、同要綱のほか、大槌町補助金交付規則、大槌町補助金交付規程の規定を遵守することを誓約します。

記

１　交付申請額　　　　　　　　　　円

２　補助メニュー

３　添付書類

（１）大槌町新規就農者等総合支援事業内訳書（様式第１号の２）

（２）事業費が確認できる書類の写し

（３）農業スタートアップ支援事業を申請する場合、その活用計画（様式第１号の３）

様式第１号の２（第４条関係）

大槌町新規就農者等総合支援事業内訳書

１　補助事業の名称

　　　　年度　　　　　事業

２　事業の目的

３　事業の効果

４　事業実施期間

　　自　　　年　　月　　日　　　　至　　　年　　月　　日

５　事業内容及び経費配分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費等 | 補助額又は補助率等 | 補助金申請額 | 説明 |
| 事業内容 | 総事業費（Ａ） | 消費税（Ｂ） | 対象額（Ａ－Ｂ） |
|  |  |  |  |  |  |  |

備考

１　この様式により難しいときは、上記の内容が記載された事業計画等を添付のこと。

２　説明欄には、補助対象経費ごとの事業費の内訳を記載すること。

様式第１号の３（第４条関係）

農業スタートアップ支援事業補助金活用計画

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日（　　歳） |
| 就農年月日 | 　　年　　　月　　　日 |

１　就農形態（該当する項目にチェック）

　□　新たに農業経営を開始

　□　親の農業経営を継承（□全体、□一部）

　□　親の農業経営とは別に新たな部門を開始

２　営農類型（該当する項目にチェック、品目を記載）

　　□　単一経営（例：露地野菜）

　　□　複合経営（例：水稲＋露地野菜）　　　　品目：

　　□　その他（例：きのこ菌床栽培）

３　農業経営の目標

４　目標達成のための補助金の活用方法

５　交付申請額

　　　　　　　　　円

６　申請額内訳

※申請額内訳に記載した金額の確認できる書類を添付すること。

様式第２号（第５条関係）

大槌町指令第　　号

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

大槌町新規就農者等総合支援事業補助金交付決定通知書

　　 年　　月　　日付けで申請のあった大槌町新規就農者等総合支援事業に対し、大槌町新規就農者等総合支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、次の条件を付して、　年度補助金 円を交付することに決定したので、大槌町補助金交付規則第７条の規定により通知する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　大槌町長

記

交付の条件

（１）大槌町補助金交付規則、大槌町補助金交付規程及び同要綱の定めに従うこと。

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

大槌町長　様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　　　　　　　　印

電話番号

大槌町新規就農者等総合支援事業補助金請求書

　　 年　月 日付け大槌町指令第　　号で交付決定の通知があった　　年度大槌町新規就農者等総合支援事業補助金について、事業が完了したので、大槌町新規就農者等総合支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

１　補助金交付請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　補助メニュー

３　添付書類

（１）大槌町新規就農者等総合支援事業実績書（様式第３号の２）

（２）事業完了が確認できる書類（請求書、販売伝票など）の写し

様式第３号の２（第６条関係）

大槌町新規就農者等総合支援事業実績書

１　補助事業の名称

　　年度　　　　事業

２　事業の目的

３　事業の効果

４　事業実施期間

　　自　　　年　　　月　　　日　　　至　　　年　　　月　　　日

５　事業内容及び経費配分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費等 | 補助額又は補助率等 | 町補助金 | 説明 |
| 事業内容 | 事業費（Ａ） | 消費税（Ｂ） | 対象額（Ａ－Ｂ） |
|  |  |  |  |  |  |  |

備考

１　この様式により難しいときは、上記の内容が記載された事業実績等を添付のこと。

２　説明欄には、補助対象経費ごとの事業費の内訳を記載すること。